衆議院議員
比例代表選挙の選挙区と各選挙区別定数

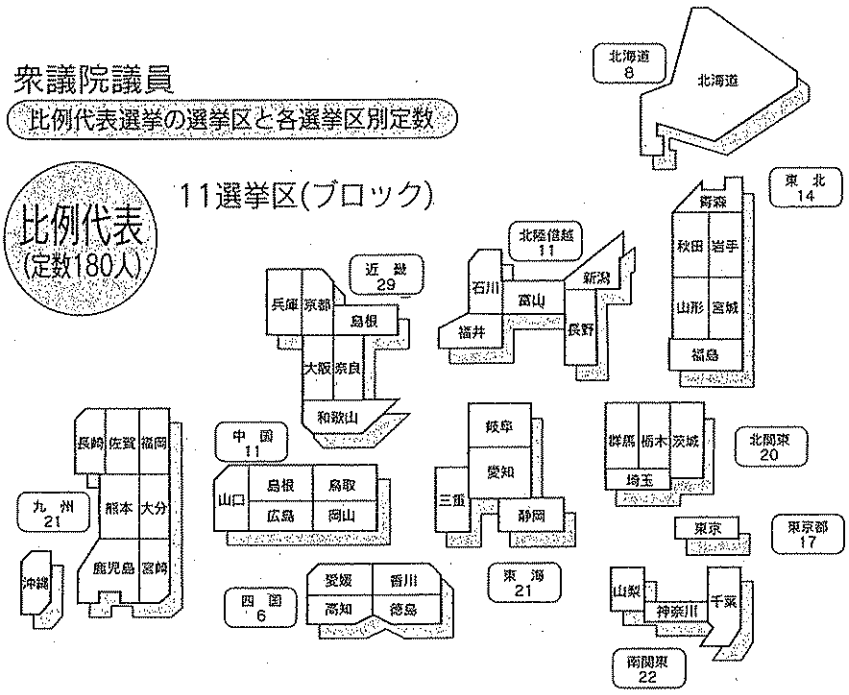

重複立候補<ケース>

ある政党は、小選挙区選挙に届け出た候補者のうち、A、B、Cの３人を比例代表選挙の名簿にも登載しました（重複立候補）。

比例代表選挙の当選人となるべき順位は、第１位を甲とし、重複立候補者のA、B、Cを同一順位の第２位とし、第５位を乙としました。

選挙の結果、小選挙区選挙ではAが当選、B、Cは落選しました。落選したB、Cのそれぞれの小選挙区における得票数の最多得票者の得票数に対する割合(いわゆる惜敗率)はBが80%、Cが90%でした。

比例代表選挙では、この政党は２議席を獲得しました。

候補者（小選挙区）

小選挙区名	氏　名	当　・　落
	・	
…選挙区	A	当
…選挙区	B	落　惜敗率80%
…選挙区	C	落　惜敗率90%
	・	

名簿による届出候補者（比例代表選挙）

届出時の順位	氏　名	当選順位
1	甲	①
重複立候補(同一順位) 2	A	—
重複立候補(同一順位) 2	B　惜敗率80%	3
重複立候補(同一順位) 2	C　惜敗率90%	②
5	乙	4

このようなケースの場合、この政党の比例代表選挙の当選人は、次のように決定されます。

①まず、名簿登載順位第１位の甲が当選人となります。

②名簿には第２位に同順位としてA、B、Cの３人が登載されていますが、小選挙区選挙で当選したAは、小選挙区の当選が優先され比例代表選挙の名簿には登載されていないものとみなされますので、第２位はB、Cのみとなります。

③次にいわゆる惜敗率によりB、Cの当選人となるべき順位を決めます。惜敗率はBが80%、Cが90%ですから、当選人となるべき順位はCが第２位、Bが第３位となります。

④この政党は２議席を獲得しましたので、Cがもう１人の当選人となります。